



## うるま市告示第237号

うるまの元気応援プロジェクト補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年10月19日

うるま市長 中村 正人



### うるまの元気応援プロジェクト補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大により影響を受けている地域経済の活性化及び市民生活の回復支援を目的に、予算の範囲内において、うるまの元気応援プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内の各種協会、経済団体、産業支援団体、福祉関連団体、自治会その他地域で活動する個人又は団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

#### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域経済の活性化に資する事業
- (2) 市民生活の回復支援に資する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業において必要となる経費であつて、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じた額とし、1事業当たり300万円を上限とする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、第8条の規定による交付決定を受けた日から、令和4年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 市長は、前条に規定する交付決定を行う場合は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

2 前項の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を得ないで、当該補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、

又は廃棄してはならない。

- (2) 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (5) 補助対象事業を行う者が前各号の規定により付した条件のいずれかに違反した場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(補助対象事業の変更承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じたときは、遅滞なく、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない範囲の増減は除くものとする。

(補助金の変更交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で承認したときは、補助金の交付額を変更し、補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書（様式第4号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了した日若しくは前条の規定による中止又は廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日が属する当該年度末のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の規定による実績報告の後においても市長の指示があるときは、補助対象事業に係る実績及び効果について報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適當と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により当該実績報告をした交付対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定事業者は、補助金の交付額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に必要な経費として概算払を受けようとするときは、補助金交付決定額の9割を限度として、補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前条の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の規定による決定の内容（第11条の規定による承認をしたときは、その承認した内容）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (2) 不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) この告示に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合（ただし、交付決定事業者の責に帰すことができないと認められる場合を除く。）

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずることができる。
- 3 第1項の規定による返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して、年利10.95パーセントの割合で計算し

た延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理区分)

第17条 交付決定事業者が補助金の交付を受けたときは、補助金に係る経費について、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象期間の終了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還請求については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
1	謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金等）
2	旅費（旅費、費用弁償等）
3	需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費等）
4	役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
5	委託料
6	使用料及び賃借料
7	備品購入費
8	その他市長が特に必要と認めた経費